(c) 援助及び支援の支払のための手続
(d) 受益加盟国又は必要な場合には地域
(e) 援助及び支援を提供する加盟国における実施機関

当該情報は、附属書一に定める様式によって提供される。経済協力開発機構（この協定において「ＯＥＣＤ」という。）の加盟国の場合には、提出する情報は、ＯＥＣＤ債権国報告制度からの関連する情報に基づくものとすることができる。能力の開発のための援助及び支援を提供する立場にある旨を宣言する開発途上加盟国は、この1に規定する情報を提供するよう奨励される。

2　開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国を支援する拠出加盟国は、委員会に次のものを提出する。

(a) 第一節の規定の実施に関連する能力の開発のための援助及び支援の提供について責任を有する機関の連絡先（実行可能なときは、当該援助及び支援が提供される国又は地域における当該機関の連絡先の情報を含む。）

(b) 能力の開発のための援助及び支援を要請する手続及び仕組みに関する情報

支援を提供する立場にある旨を宣言する開発途上加盟国は、この2に規定する情報を提供するよう奨励される。

3　貿易の円滑化に関連する能力の開発のための援助及び支援を利用する意図を有する開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国は、当該援助及び支援を調整し、並びにこれらの優先順位を決定することについて責任を有する部署の連絡先に関する情報を委員会に提出する。

4　加盟国は、インターネットを通じて、2及び3に規定する情報を提供することができるものとし、必要に応じて当該情報を更新する。事務局は、当該情報の全てを公に入手可能なものとする。

5　委員会は、関係する国際機関及び地域機関（国際通貨基金、ＯＥＣＤ、国際連合貿易開発会議、ＷＣＯ、国際連合地域委員会、世界銀行又はこれらの補助機関及び地域開発銀行を含む。）並びに他の協力機関に対し、1、2及び4に規定する情報を提供するよう要請する。

第三節　制度上の措置及び最終規定

第二十三条　制度上の措置

1.1　貿易の円滑化に関する委員会

この協定により貿易の円滑化に関する委員会を設置する。

1.2　委員会は、全ての加盟国による参加のために開放されるものとし、議長を選出する。委員会は、この協定の運用又はこの協定の目的の達成に関する事項について協議する機会を加盟国に与えるため、必要に応じ及びこの協定の関連規定の定めるところにより、少なくとも年一回会合する。委員会は、この協定に基づく任務又は加盟国により与えられた任務を遂行するものとし、その手続規則を定める。

1.3　委員会は、必要とされる場合には、補助機関を設置することができる。全ての補助機関は、委員会に報告を行う。

1.4　委員会は、関連情報及び最良の慣行を加盟国が適当な場合に共有するための手続を作成する。

1.5　委員会は、この協定の実施及び運用のための入手可能な最良の助言を確保するため、並びに努力の不必要な重複を避けることを確保するため、貿易の円滑化の分野における他の国際機関（ＷＣＯ等）と緊密な連絡を維持する。このため、委員会は、当該機関又はその補助機関の代表者を次のことを行うために招請することができる。

(a) 委員会の会合に参加すること。

(b) この協定の実施に関する特定の事項について議論すること。

1.6　委員会は、この協定の効力発生の時から四年後に、この協定の運用及び実施について見直しを行うものとし、その後は定期的に当該見直しを行う。

1.7　加盟国は、この協定の実施及び適用についての問題に関する質問を委員会に提起するよう奨励される。

1.8　委員会は、相互に満足すべき解決を速やかに図るため、この協定の下での特定の問題について加盟国間の臨時の議論を奨励し、及び促進する。

2　貿易の円滑化に関する国内の委員会

加盟国は、国内の調整及びこの協定の規定の実施を促進するため、貿易の円滑化に関する国内の委員会を設置し、若しくは維持し、又は既存の仕組みを指定する。

第二十四条　最終規定

1　この協定の適用上、「加盟国」とは、その加盟国の権限のある当局を含むものとする。

2　この協定の全ての規定は、全ての加盟国を拘束する。

3　加盟国は、この協定の効力発生の日からこの協定を実施する。第二節の規定を利用することを選択する開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国は、同節の規定に従ってこの協定を実施する。

4　この協定の効力発生の後にこの協定を受諾する加盟国は、この協定の効力発生の日から関係する期間を算定して、自国の区分Ｂ及び区分Ｃの約束を実施する。

5　関税同盟又は地域的な経済に関する取極の加盟国は、この協定に基づく義務を実施することを支援するための地域的な方法（地域機関の設立及び利用を含む。）を採用することができる。

6　世界貿易機関協定附属書一Ａに関する解釈のための一般的注釈にかかわらず、この協定のいかなる規定も、千九百九十四年のガットに基づく加盟国の義務を減ずるものと解してはならない。さらに、この協定のいかなる規定も、貿易の技術的障害に関する協定及び衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく加盟国の権利及び義務を減ずるものと解してはならない。

7　千九百九十四年のガットに基づく全ての例外規定及び免除（注）は、この協定の規定について適用する。世界貿易機関協定第九条3及び4の規定によって認められた千九百九十四年のガット又はその一部の適用の免除並びにこの協定の効力発生の日までに行われた全ての改正は、この協定の規定について適用する。

注　千九百九十四年のガット第五条7及び第十条1の規定並びに千九百九十四年のガット第八条の注釈を含む。

8　この協定に別段の明示的な定めがある場合を除くほか、紛争解決了解によって詳細に定められ適用される千九百九十四年のガット第二十二条及び第二十三条の規定は、この協定の下での協議及び紛争の解決について適用する。

9　この協定のいかなる規定についても、他の全ての加盟国の同意なしには、留保を付することができない。

10　第十五条1及び2の規定に基づく開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国によるこの協定に附属する区分Ａの約束は、この協定の不可分の一部を成す。

11　第十六条5の規定に基づき委員会が了知し、この協定に附属する開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国の区分Ｂ及び区分Ｃの約束は、この協定の不可分の一部を成す。

附属書一　第二十二条1の規定に基づく通報の様式

拠出加盟国

通報の対象となる期間

技術支援及び資金支援並びに能力の開発に係る資源の概要	
	約束又は支払の状況及び額
	受益国又は（必要な場合には）地域
	支援を提供する加盟国における実施機関
	支援の支払のための手続

外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三